

令和3年1月8日

保護者の皆様

市川市立第三中学校
校長 大道 直和

緊急事態宣言発令時における教育活動等について

緊急事態宣言が発令されましたので、本校においては下記のとおり対応いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 期間:令和3年1月8日(金)～ 緊急事態宣言解除まで(1か月程度)
- 2 趣旨:感染予防を強化し、教育活動の一部を制限しながら学校での学びを継続します
- 3 留意事項

原則

- マスクの常時着用(休み時間・体育を含む)
- 三密の回避、手洗いの徹底

学校教育活動

- 部活休止(緊急事態宣言下に大会等が開催される部活に限り活動許可)
- 校外学習休止・延期 ○ 学校行事休止・延期
- 原則学級単位の学び(学年や学校全体の学びを制限) ○ 来校者の制限

学習活動

- 教育課程の工夫
 - ・音楽…合唱・合奏など、大きな声、飛沫などが想定される活動の制限
 - ①管楽器演奏(リコーダーなど)は休止。
 - ②合唱はマスクを必ず着用、前後左右に必ず1m以上離れる
 - ・体育…密集、組み合うなどの運動の制限。マスク着用(持久走は除く)
 - ・その他の教科…大声、飲食を伴う活動の休止
- 感染防止対策を講じていない近距離(1m以内)やグループの活動を休止
- ・委員会活動休止(常時活動は必要最小限)

保健・給食

- 家庭感染からの校内感染防止のため、家庭で家族が体調不良の場合、生徒も登校を控えることへの協力
- 給食時の飛沫防止指導再確認(配膳、片付けを含め給食中は会話をしない)
- 消毒・検温・換気(適切な防寒着の着用許可)は現状の対応を継続
- 給食時の工夫(配膳の簡素化の工夫・手で食することを避ける工夫)

教育活動外

- まなびくらぶの休止
- 学校運営協議会の工夫(書面開催)
- PTA活動の工夫(集金業務は行います)